

令和7年第22回教育委員会定例会

開会年月日 令和7年11月18日(火)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 三浦康彰
同 委員 小林三保
同 委員 仲山英之
同 委員 岡田行雄
同 委員 森山瑞江

議 題

1 議案

(1) 議案第37号 練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

2 陳情

(1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

3 協議

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

(2) 令和7年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

- ① 令和6年度決算特別委員会および令和7年度予算特別委員会における質問項目について
- ② 令和7年第四回練馬区議会定例会への子ども家庭部関連議案の提出依頼について
- ③ その他

開 会 午後 1時30分

閉 会 午後 2時32分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	佐川 広
教育振興部教育総務課長	杉山 賢司
同 教育施策課長	竹岡 博幸
同 学務課長	竹内 康雄
同 学校施設課長	柴宮 深
同 保健給食課長	渡辺 雅昭

同	教育指導課長	佐藤	永樹
同	副参事	佐藤	勝也
同	学校教育支援センター所長	村瀬	美紀
同	光が丘図書館長	小原	敦子
こども家庭部長		関口	和幸
こども家庭部子育て支援課長		脇	太郎
同	こども施策企画課長	河野	一真
同	保育課長	岡村	大輔
同	保育計画調整課長	山口	裕介
同	青少年課長	横山	亜規子
同	子ども家庭支援センター所長	橋本	健太
同	在宅育児支援担当課長	小島	芳一

教育長

ただいまから令和7年第22回教育委員会定例会を開催する。
案件表に沿って進める。本日の案件は議案1件、陳情1件、協議2件、教育長報告2件、視察2件である。

1 議案

(1) 議案第37号 練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

教育長

初めに議案である。
議案第37号、練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則。
この議案について説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、各委員のご意見、ご質問があればお願いします。

仲山委員

参考資料の7ページの付則というところで、「この規則の施行の日前に交付したこの規則による改正前の」から始まる文章で、その中の2行目に「規則様式第2号」というのがあって、3行目に「規則様式第2号」というのがある。これは後ろのほうの参考資料の改正前、改正後に対応するということだと思う。

この付則の2は読むと非常に分かりづらい文章で、最初に読んだときに私は「この規則の施行の日前に交付した規則様式第2号は、この規則による改正後の規則様式第2号とみなす」と、途中の「この規則による改正前の云々」などという部分はなくても十分意味が通じるのではないかと思った。しかし、法律上はやはり、これを入れておかないと何か問題が生じてしまうのか。

教育指導課長

この文言については、国で定められている。基本的には前回の様式を改定後も有効としているという意味である。

仲山委員

これを見る人というのはそれほど多いわけではないので、多くの一般の区民が見るのであればもう少し分かりやすいほうがいいのではないかと思ったが、承知した。

教育指導課長

この様式第2号の処分書は、基本的に使われたことはない。

教育長

それでは、ここでまとめたいと思う。議案第37号については決定でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第37号については決定とする。

2 陳情

(1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

教育長

次に、陳情案件である。

継続審議中の陳情1件については、事務局から新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。

したがって、本日のところは継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただきます。

3 協議

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

(2) 令和7年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

継続審議中の協議案件2件についても、本日のところは継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただく。

4 報告

(1) 教育長報告

① 令和6年度決算特別委員会および令和7年度予算特別委員会における質問項目について

教育長

次に、教育長報告である。本日は2件ご報告する。
それでは、報告①番について説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

9月から10月にかけて行われた決算、また、補正予算の質疑の内容の報告である。
委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

仲山委員

2ページの特別支援教育に関することだが、この中に増設計画、教員の育成・研修についてという質問項目があるけれども、この質問に対する答えを教えてください。

学務課長

まず、現在の特別支援学級の設置校と在籍している児童生徒数に関するご質問について。知的障害学級については今現在、小学校で16校、中学校で8校設置、また、在籍の児童生徒数についても現在、小学校で512名、中学校では270名で、5年前の令和2年度に比べて1.3倍から1.4倍に増えているといったところをお答えした。

また、議員の方からは、全ての学校に特別支援学級があればいいのという観点から、今後の増設計画についてというご質問をいただいた。

私どもとしては、「本年3月に特別支援教育の実施方針を決めて、その中で知的障害学級である特別支援学級を増設する計画を示している。それを令和9年度に小学校1校、令和10年度に中学校1校の計画がある」という形でお答えをした。

教育振興部副参事

私からは教員の育成・研修のことについて頂いたご質問に対して答弁したものを紹介する。

まず、特別支援教育に関する教員の育成や研修の状況はどのようになっているのかというお尋ねをいただいた。

新規採用の教員に対しては東京都が主催する研修が年間3回ある。また、それとは別に区として、全ての教員を対象とした研修を実施しており、特別支援教育に関する基礎的な知識の習得と理解を深めて、指導力の向上を図っていると答弁している。

仲山委員

今の特別支援教育に関係することで、3月の総合教育会議のときに、やはり障害者教育ということがテーマになり、そのときに教育振興部長が練馬の特別支援学級は内容が非常にいいと話していた。実際にアンケートを行った結果、非常によかったという評価を受けているので、これを皆さんに利用してもらいたいという趣旨の話であった。練馬の特別支援学級のどのようところが評価につながったのかということ、教えていただければと思う。

学務課長

こちらは、私どもでも特別支援教育の実施方針作成に当たってアンケート等を行った。実際に特別支援学級等に通っている児童生徒の方、保護者の方、また、教員に対してもアンケートを行っている。

そして、実際に私どもで特別支援学級についての満足度を保護者の方にお聞きしたところ、おおよそ4割の方が非常に満足であり、おおむね満足まで入れるとおおよそ8割を超える程度であった。

その中では、私どもでも特別支援学級を各校に充実というか、増設を図って、教員から指導等を行ってきている中で、教員への支援なども含めてさらに充実していただきたいといった形で満足をしていただいている。

仲山委員

それで、どのようところがよかったのかという情報が何かあればお願いしたい。

学務課長

このアンケートの中でも出てきているが、実際に頂いた特別支援教育についてのご意見などを申し上げますと、情緒障害を対象とする特別支援教育が平成31年4月までに設置済みということで、そういった意味でもいわゆる障害に応じた対応を行っている、拠点校から巡回指導の先生方がそれぞれ回ってきているといったところでの手厚い支援というのが挙げられている。

また、学校生活支援員といった形での支援員への対応、また、医療的ケアが必要なお子さんへの対応といったところについては評価が高くなっている。

森山委員

特別支援教育の統一性というか、いろいろな研修をされているので、どの学校に行ってもほぼ同じで、その上で個別性のある支援がなされるというのが理想だと思うのだが、先日、大泉小学校へ見学に行かせてもらったときに、やはり支援級の中で練馬方式の名残とも言えるものがあった。黒板を黒板として使わずに線が引いてあり、

どこまでできたかを測るための線であるなどという説明もあった。

練馬方式も全てがよくないということはないと思う。いいところもある。しかし、現在ではやはり人権等があるので、そういったところをしっかりと吟味していかなければならないと思うのだが、これは学校によってまだ、特徴と言えればいい言い方であるが、格差といったものはあるのか。

学務課長

練馬方式は、のれん作りや夏期の宿泊訓練という形で行ってきた。約20年前にはそういった形で練馬方式を行っていく中でいろいろなご意見を頂くことがあった。その中でも、ちょうど20年の少し前になるかと思うが、私どもは心身障害教育のあり方検討委員会を立ち上げて、その中での報告書をまとめた。

さらに特別支援教育が平成18年から開始になったが、それについては特別支援教育のあり方検討委員会を立ち上げ、特別支援教育としてどういった形で進めていくのかをご議論いただいた。

もちろん今まで練馬の特徴として、そういったいわゆる練馬方式があったが、この期間、年数が経つにつれて、やはり保護者の方のニーズ、お子さんのニーズも変わってきており、現在、練馬方式はほぼ残っていないかと思う。

ただ一部、やはり教材の活用やお子さんへの対応といったところで名残というわけではないが、そういったところもあるのではないかと思う。

実際に現在の特別支援教育は、やはりお子さんの境遇に合わせての教育内容になるかと思う。ただ、ある意味、以前の練馬方式というのはそういった、できるだけ黙々とやるといったところに主眼が置かれていたと思うが、今現在の練馬区の特別支援教育については、お子さんの状況を見ながら、お子さんの発達、今後の可能性をどのように広げていけるのか、そういった形での特性を生かした教育になっているのではないかと考えている。

森山委員

やはり個別性というのは非常に大切であるし、このような研修をいろいろされており、アドバイザーもいるようなので、ある学校へ行くとこのようであるが、別の学校へ行くとまたこのようであるということがあまりなく、本当に時代に合った統一された特別支援教育ということで実施していただき、そういった個人に合わせた支援をしていただければありがたい。

教育振興部副参事

私どもの把握としては、そういった学校差がなくなるように、どの先生方にも等しく基本的な知識、理解に関する研修を受けていただいたりしている。しかしながら、実際の指導の場面で、例えば子供の特性に応じて分かりやすい示し方をするがゆえに、見方によってはもう少し配慮が必要なのではないかということがある。声かけなどにおいても同じであると思う。

こういった点については、先生方には特別支援学級も通常級においても子供たち

一人ひとりへの配慮と、また、全体指導であるという場を改めて意識していただきながら、指導に当たっていただきたいということを徹底していきたいと思っている。

小林委員

1ページ目のいじめ防止等に関する部分で、いじめの発見方法や近年の傾向についてというところの回答を教えてください。

教育振興部副参事

まず、いじめの発見についてである。学校生活アンケートといったものを年間3回実施しているので、そちらによる発見の件数が最も多い。また、学級担任や担任以外の先生方への訴え、相談の件数が次いで多いという答弁をしている。

また、傾向という部分については、冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる、が最も多く、次いで、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり蹴られたりするといったものが多いということで、例年、件数が多いものとしては変わらないけれども、そういった答弁をしている。

小林委員

それについては、先生方からこのようなものがないなどの何か対処方法のようなものはあるか。最近、テレビでも高校生のサッカーだったり野球だったりでのいじめというのが聞かれる中で、小学校のときにどのような対応が有効なのだろうか。何かあれば教えてください。

教育振興部副参事

まず、先ほどのアンケートのところで話した、このアンケートを取る機会が年間3回のふれあい月間というところで、学期に1回になるが、アンケートをとっている。こちらは月間としての取組の中で、例えば、校園長先生から、いじめは絶対に許されないものであるといった講話をしていただいたり、それを受けて各学級での指導につなげていただいたりといったことを行っている。

また、校内掲示なども区から送っているいじめ防止に関わるポスターなどを掲示していただき、日頃からいじめに関する意識を持っていただくような働きかけもしている。

教育長

当事者への指導はどうか。

教育振興部副参事

いじめを学校で発見した後の指導になるが、もちろん当該の児童生徒については個別の指導を行うとともに、当該の子供の保護者についても家庭連絡を行ったり、場合によっては学校にご来校いただき、お話を一緒に聞いていただいたりといった指導も家庭と連携しながら行っている。

森山委員

1 ページの不登校の部分である。メタバースの今後の展開について教えていただきたい。この空間の自分に代わる存在が何かに参加したり、勉強したりということだと思っただが、不登校の人は自分で実際に行くというよりもそのような分身であれば非常に安心したり、安全だと思ったりするのだろうか。そのようなことでこのメタバースが有効なのか。

学校教育支援センター所長

自分の分身がメタバースの中ではアバターと呼ばれるキャラクターとして画面の中に登場してくる。子供たちは自宅にいて、学校配付のタブレットを使って自宅からインターネット上の仮想教室にアクセスをして、自分の分身であるアバターのキャラクターを動かして自由に教室の中で動き回ったり、そこで実習をしたり、先生のお話を聞いたりする。また、ほかにアクセスしているお子さんとチャットや音声で交流をすることができるような機能となっている。

アバターを使うことで人目を気にしないで済むというところはこのメタバースの大きな利点の一つである。やはり不登校のお子さんは非常に人目を気にする。非常に緊張することが高く、人に見られることが嫌なのである。やはり、自分の表情を見られたり、自分の名前を人に知られたりすることも苦しいような状況にあるお子さんが多いので、そのようなお子さんにとっては、自分の名前をニックネームとして名のって画面の中に登場でき、自分の好きなキャラクターを選んで自分の分身としてインターネットの画面の中で自由に動き回れるといった環境が、支援の一つになるものと認識している。

小林委員

今後の展開について教えていただきたい。

学校教育支援センター所長

今、申し上げたような効果が少しずつ出ている。今後については、子供たちにさらに安心して楽しく学んでいただける空間として充実できるように、効果的なイベントプログラムの実施や、利用に当たっての適切なルール等を検討して進めていきたいと考えている。

岡田委員

メタバースのことが出たので、そこから少し教えていただきたい。4 ページの上のほうにある不登校児童生徒の成績評価についての関連でもあるのだが、自宅でオンライン学習をやる仕組みをつくったり、メタバースで自宅学習をやったりするという方向性は非常に理解できるのだが、メタバースでの学習を自宅でやった結果として、成績をきちんと評価して、それをやったから卒業単位として認めていくような方向性も必要なのではないかと思う。

先般、文科省の調査の結果が出たけれども、自宅学習を卒業の単位として認めると

いうことを行った数がたしか1万人を超えていたと思うのだが、方向性として初めてそのようなものが出てきたように思う。

区でもメタバースをやるなど、せっかくオンライン学習を積極的に子供たちにさせようということであれば、自宅学習を成績の評価の中に取り入れていくということを検討してもいいのではないかと思った。

今後の展開について、その話が出ていなかったのも、ぜひ検討していただければありがたいと思うし、オンライン学習もさらに進むのではないかとも思う。なかなか難しい課題ではあると思うのだが、いかがか。

教育振興部副参事

学校外での学びということで、ICTを活用した自宅での学習や民間の機関で学習したものなどといったことについて、例えば成績に反映させるときの幾つかの条件が国から示されており、また、出欠の扱いなどについても同じく要件が示されている。

教育委員会からは、校長会などで、まず関係機関や、もしくは個人としてご自宅で学習されている内容などについて、先方から何か積極的な発出がなかったとしても学校のほうから様子を把握するための働きかけを行っていただき、また、示されている条件などをご確認いただき、積極的に出欠席や成績などに反映していただきたい、また、そのための現状把握をしていただきたいということを校長先生方にお話ししている。

現状、何校がそういった取組を行ったかという数字については現在持ち合わせていないけれども、今回、国からも示されているものがあるので、引き続き、学校に対して働きかけをしていきたいと考えている。

学校教育支援センター所長

国が示している成績評価の考え方については、今、副参事から答弁させていただいた。私からはトライ、フリーマインドのお子さんたちの状況について、実際に学校へどのように情報提供しているかについてご説明する。

実際、トライ、フリーマインドに登室しているお子さんに関しては、まず出席状況、また、日々どのような様子で過ごしているかということについて、所属している小学校、中学校に情報提供させていただいている。

今回、試行で始めているメタバースについても、お子さんたちの行っている状況をどのように所属している小中学校にお伝えするかについては、現在、検討を進めている。いずれにしても、子供たちが一生懸命取り組んでいる結果については何らかの形で所属の学校にお伝えをしたいと考えている。

岡田委員

メタバースがアバターによる学習ということで、さらにいろいろな教科で学習ができるという状況であれば、この空間上で恐らく履歴も残っているかと思うので、履歴を学校と共有して、卒業として認めるか認めないかという辺りのこともできるか

と思うので、ぜひ検討していただければありがたいと思う。

これを積極的に入れるかどうかというのはまたいろいろな問題があるかと思うけれども、検討する価値はあるかと思う。

仲山委員

成績評価に関して、今の話を聞いていて改めて知っておきたいと思ったことがある。今の話だと小学校や中学校の成績というのは出席状況や取組み具合といったものを判断してということであったけれども、例えば、算数や数学でテストをやっても全くできないということがあっても、出席していて、きちんと取り組んでいけば進級できるという仕組みになっているのだろうか。その辺りを少し伺いたい。要は、何か知識を得たり技術を得たりという部分は問わない、出席と姿勢が大事だということで進級していけるのか。

教育振興部副参事

現在、公立学校においては、いわゆる成果が収められたか、単位が習得できたかといったことによる進級判定は行っていない。したがって、取り組んだことを認めるとともに次学年に進級していただくための働きかけや、足りないことについては違った形で補充を行うなどして、当該のお子さんやご家庭と連携を図りながら進めている。

岡田委員

今度はいじめのことなのだけれども、先ほどお話しした調査の中で不登校は相変わらず微増ながら増えているということ、また、いじめと暴力行為が全国的な傾向としてはかなり増えているという結果が出ていたわけなのだが、気になるのは区はいじめや暴力行為の増加の様子である。

近年の傾向の中でSNSのお話が出ていなかったけれども、いじめや暴力行為の背景にSNSも確実にあるだろうと思うのだが、お尋ねしたいのは、区はいじめと暴力行為の増加の様子である。これを少し教えていただければと思う。正確な数でなくて結構なのだが、どの程度増加しているのかということである。

教育振興部副参事

今回の問題行動調査の結果、分析等については改めて来月の教育委員会で詳細をご報告させていただきたくけれども、暴力行為、いじめについては、区においても国と都の傾向と同じく増加傾向である。細かい件数等は現在持ち合わせていないので、また改めてご報告させていただくが、いじめの中には当然、ネットやSNSを利用したものなども少し増えている状況があるということは区においても同様である。

仲山委員

1 ページ目、不登校支援に関することの校内別室登校支援員の採用や研修について、という部分の回答について教えていただきたい。

教育振興部副参事

こちらのお尋ねについては、区が示す方針の中で、例えば学習支援を行う、見守り支援を行うという支援員の仕事の内容について、さらに個に応じた融通を利かせてもよいのではないかというお尋ねがあった。

私どもの答弁としては、禁止事項や制約というものを強調しているわけではなく、個々の児童生徒に応じて受容的な態度で臨み、柔軟な対応を行っていただくようお願いをしていると答弁をしている。

また、その上で、教員免許を持っている方々ではないので、具体的な教科指導などについて、支援員単独で難しいことは先生方と連携して各校で対応していただきたいとご案内しているとお答えした。

仲山委員

4ページ目の最も上である。生成A Iの活用および今後の活用に向けた課題についてなどという部分だが、ここはどのように答弁されたのか。

教育施策課長

この質問をされた議員の方は、生成A Iの登場で教育環境が大きく変わっていくということ、また現在どのように活用して、今後想定される課題についてどのように考えているかというお尋ねであった。

答弁としては、「生成A Iの学校現場における活用に関しては昨年12月に文科省が暫定的なガイドラインを策定している。このガイドラインでは学校教育において生成A Iを活用する場面や留意点について記載されており、現在、このガイドラインに沿った形で、主に教員が教材のたたき台の作成などの校務において生成A Iを活用している状況である。

一方、児童生徒については、現時点では積極的な活用をさせていない。これに関しては、よく言われることであるが、A Iが生成した情報の真偽の確認が困難、いわゆるファクトチェックが難しいということ、また、偏った意見であるかどうか、バイアスがかかっているかどうかという判断が難しいということ、また、個人情報や著作権の関係などもあり、1人1台貸与している児童生徒のタブレットパソコンに関しては生成A Iを使用できないようにしている。

これに関して、一方では社会全体で急速に広まっている事実であるので、今後、学校現場でどのように活用していくかがまさに課題であるという認識」とお答えした。

また併せて、そういった生成A Iが我々の生活には欠かせないものとなりつつある状況の中で、今後、生成A Iと教育の在り方について教育委員会としても早急に検討すべきではないか、というご意見を頂いている。

このことに関しては、「現在、文科省でパイロット校というものを指定している。区でも2校ほど、このパイロット校としての指定を受けて、現在、授業等で活用を行っている。こういった実証状況を確認の上、まず、活用の方向性については国が示すべきと考えているけれども、区としても取り組めるものについては検討を進め、適切な運営を図っていく」と答弁した。

仲山委員

ちょうど先日、春日小学校に行って授業を見たときに、やはり調べる場面があったのだが、先生が「AIを使っては駄目だよ」などと言われていた。しかし、家では使うかわからないかは分からないけれども、やはり、AIをどのように活用していくか。私はむしろ、小中はどうやって避けたいか、のほうが大事かと思うのだが、これはまさに難しい問題だと私自身も感じた。

教育施策課長

まさに当たり前の世の中になってくる中で、使っては駄目だと言ってもどうしても身の回りにあるということから、便利であるし、使うことになる。いかにうまく付き合っていくのかというのが大事かと考えている。その中で、文科省のガイドラインでも、児童生徒が使うに当たってはリスクや懸念といったものを前提として、使い方を検討すべきだとたっている。

先ほどご紹介した、現在、文科省の指定を受けているパイロット校では、例えば英語の授業で生成AIと英会話を行って、まさにやり取りの中で英会話を学んでいくといった使い方をしていく。また、実際に生徒自身がAIに向かって話しかけ、それが文字起こしになり、正しい発音ができれば正しい単語がきちんと文字として表れる。このような授業をやっている。

どのような使い方がいいのか、また、どのように付き合っていくのかということに関しては、こういった実証などを踏まえて、私どもとしても検討していきたいと考えている。

教育長

今日の午前中、まさしくそのパイロット校に視察に行かせていただいた。先ほど言った英会話は、今までは教員と1人が立って英会話をするのだが、それをやっている途中はほかの人は終始見ているだけである。そうすると、自分のスキルの上達には直ちには結びつかないが、AIが話し相手になってくれるので自分も常に会話ができるような授業を英語については行っていた。

また、社会と理科を見たのだが、そもそもAIには正面から回答するなという制約をかけていて、例えば理科であれば、「何十トンもある船が海で沈まないのはなぜか」という問いがあり、では、どのようなことを調べればその解答にたどり着くのかという授業をされていた。

今は基本的にAIを使うときにはすぐに回答を出さない、考える道筋をどのようにして作っていくかの手伝いをしてもらおうという使い方をしていくようである。それも手探りでやっているような状況である。

仲山委員

今のお話のそのような使い方は非常に有益だなと。それは答えを出さないように何か設定をしているのか。

教育長

あらかじめ教員がそのように設定をしている。

岡田委員

子供たちが授業の中でパソコンでやり取りをするというのは分かったのだが、大学生や中高生もお話を聞くと、宿題を自分のパソコンのAIでやっていてレポートなどをそれで書いている。そのため、今は様子を見ていると、片手に自分のスマホで、あとはこちらで打つなどと、子供も結構やるなど見ていたのだが、使い方は非常に難しいという印象を持った。今のお話では制限をかけるということで、授業の中では非常にいい感じだと思う。

仲山委員

併せてAI関連なのだけれども、4ページの最下段には生成AIによる相談の導入などの対策強化についてと書いてあるが、これについてはどのような答弁をされたのか。

学校教育支援センター所長

現在、学校現場で小中学生のお子さんの子供相談アプリというものを導入している。今、子供たちは自分たちが持っているタブレットから、相談したいことがあれば気軽にチャット形式で、リアルタイムで専門職が応答するようなチャット相談ができるような環境がある。

また、スクールカウンセラーや電話相談などの様々な相談の窓口があるのだが、そういった様々な相談窓口について分かりやすい案内ができるようにAIを使ってはどうかというご質問があった。

それに対して、「AIの導入については、まだ回答に誤りがあるなどの課題もあるので、現段階ですぐに導入にはならないが、今後、国や他自治体の導入の検討状況を注視していく」といった答弁をしている。

森山委員

ここに聞けばいい、友達になってくれたなど、やはりAIに依存するということも出てくるように思う。先ほどのメタバースの話があるが、直接的ではない相手を信頼してやり取りをするようなことになると、やはり大人でも依存する人が出たりする。人格としてそのような存在がいるような錯覚を持つようである。そのため、非常に便利な機器だと思うのだが、やはり、ここは使い方を間違えないようにしなければならないと思っている。

仲山委員

1ページの項目の2の中に「多様な人材の活用」ということで、理学療法士が入っているが、この理学療法士はどのような場合に支援してもらうのか。

教育振興部副参事

多様な人材として2つ挙げているうちの1つとして、理学療法士の資格を持たれたスクールトレーナーという方が公益財団法人の資格としてある。こういった方に部活動指導員として各学校に入っていただければ、部活の指導をしていただく傍ら、子供たちの健康保持、増進等にもお力を頂けるのではないかとのご提案である。

それに対して、区としては部活動指導員について、人を探しているところもあるので積極的に実技指導をしていただける方については採用していきたいと考えているということとともに、また、ご本人がお持ちのそうした特技などによって学校を支えていただけることについてはぜひ検討していきたいという答弁をしている。

② 令和7年第四回練馬区議会定例会への子ども家庭部関連議案の提出依頼について

教育長

つぎに、報告②番について説明をお願いします。

青少年課長

資料に基づき説明

教育長

では、この件について委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

岡田委員

このキャンプ場は結構使われていると聞いており、育成の関係の子供たちもここで宿泊のキャンプを行っていることを知っているのだが、廃止された後にまたどこかでつくるといった計画はあるのか。

青少年課長

廃止後なのだけれども、別途という予定は今のところない。育成地区でも活用いただいているが、やはり、今、2地区ということでかなり少なくなってきている。

その2地区に関しては、私どものジュニアリーダー養成講習会などの事業に使っているので、代替施設を今検討しており、いろいろなところを見ている。そのような検討の経過を情報提供して、来年度に向けて検討している。

教育長

ほかはいかがでしょうか。よろしいか。
委員の皆様から、その他で何かあるか。

仲山委員

今、インフルエンザの状況がどうなのかお伺いしたい。

保健給食課長

11月に入り、学校でも非常に流行してきており、本日時点で全24校の78学級が休校しているという状況である。

ある小学校では約500名の児童がいるうち100名がお休みになったということで、昨日からは学校閉鎖をしている学校も1校出てきている。そういった状況になっている。

教育長

事務局からその他で何かあるか。

事務局

現在のところ、ほかにはない。

教育長

それでは、ここで一旦休憩とさせていただき、休憩後に上石神井第三保育園、それから地域子ども家庭支援センター関分室の視察に向かう。

本日の定例会は視察の終了をもって閉会とさせていただく。